

さらなる市民サービスの向上に

ついで

山田裕一

【質問】市長が掲げる「共汗・共学・共生」のまちづくりを

目指すには、情報共有が欠かせないと思われる。インターネット等を活用し、更なる市民サービスの向上を進める必要が求められることから以下の点について伺いたい。

(1) メールマガジンを始めて市政情報を積極的に発信して

はいかがか。

(2) 公共施設予約をインターネットから可能にしてはいか

【答弁】【市長】(1) 市政情報などを広く市民の皆様に提供することは、市政に対する理解、協力をいただく上で重要であり、メールマガジンも有効な手段と考えるが、今後、これまで以上に鮮明で多くの情報を知らせることができるよう、ホームページの一層の充実を図ることが最良と思っている。

【その他の質問】

○ 新型インフルエンザ対策について

○ 新学習指導要領について

(2) 中央公民館を利用している団体の8割は社会教育団体である。仮予約期に使用予定の申請をしてもらっており、使用希望の重複を調整し、使

用許可をしているのが現状である。

一般利用者については、公民館の設置目的に該当するか、申請団体の事業内容等の審査を行い使用許可をしているところである。

使用料は、使用許可後前納しなければならない。使用日の調整を行うため、インターネットにより予約した順の許可は難しい。

しかし、施設の中には予約方法を検討できる余地があると思われるので、今後、見

直しも含めて検討していきたい。

また、中央公民館等の当日使用申し込みについては、夜間、日曜日に臨時職員が対応しており、使用料の徴収業務ができないこと、さらに施設内での冷暖房及び設備使用等に対しての対応ができない場合があり、利用者に混乱を与えてしまうことが考えられることから、3日前までの申請をお願いしたい。

白石市土地開発公社の裁判について

沼倉昭仁

【質問】白石市土地開発公社が、白石市への工場進出計画を撤回した企業に損害賠償を求めた訴訟で、公社の控訴が棄却されたことについて。

今回の裁判では、そもそも「裁判」に踏み切るために必要な企業誘致についての「合意文書」は存在せず、「調整池」について企業側は十分に

納得していなかったと判断されたことになる。

なぜ、「契約違反」を理由とする「裁判」まで起こし、「控訴」にまで踏み切ったのか。明確な答弁を求める。

【答弁】【市長】契約違反を理由に提訴したとの質問だが、契約違反を争ったのではなく、契約が成立しているかどうかを主たる争点とした裁判である。

我々の主張が認められなかったことから、控訴したものである。

1 審、2 審ともに、主たる争点となったのが売買契約が成立していたかいなかったか、及びその解除である。

同社が社長名で白石市長に提出した文書は、買いつけ証

明書にもまさる決定的な価値を有する証書であると判断した。

契約の締結を期待することが客観的に見て合理的と考えるほどに成熟している中で、工場進出計画の撤回というのは、債務不履行責任または不法行為責任があり、損害賠償義務を負うものであるという主張で、提訴をしたのが現実である。

さらに、白石市が土地を同社に紹介したのではなく、相

